

通知の経緯

- ・コリンズ及びテクリスの登録に必要となる監督員の確認において、「登録のための確認のお願い」の取り扱いについては、監督員の署名及び押印を求めていたことから、紙ベースでのやりとりが通常であった。

- ・システムの改良により、「登録のための確認のお願い」がコリンズ及びテクリスから監督員へ直接メール送信されるようになったが、依然として署名・押印が必要であったことから、特に発注機関の遠方に事務所がある受注者に対しては、署名・押印したものをスキャナーで読み込んで PDF 化したものを添付してメール返信し、後日の立会時や打合せ時等に原本を渡していた。

- ・その後、様式の変更があり、「登録のための確認のお願い」の監督員押印がなくなったが、依然として署名欄が残っているために、署名したものをスキャナーで読み込んで PDF 化したものをメール返信していた。

- ・コリンズ・テクリスのホームページには「よくある質問」が掲載されており、監督員が署名しない場合の取り扱い方法が示されていた。
この方法を採用すれば、署名及びスキャナー読み込みの作業を省いてメール回答のみで手続きが完了することから、大幅な業務の効率化が図れる。